

各 位



平成13年2月23日

東京都目黒区中目黒2丁目6番20号
楽 天 株 式 会 社
代表取締役社長 三 木 谷 浩 史
(コード番号：4755)
問い合わせ先 常務取締役財務経理部長
高 山 健
TEL (03) 5720-3041

「商法第280条ノ19の規定によるストックオプション (新株引受権の付与)」決議のお知らせ

平成13年2月22日開催の当社取締役会におきまして、「商法第280条ノ19の規定による新株引受権の付与」に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由
当社取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、新株引受権方式のストックオプション制度を実施する。
2. スtockオプション制度の概要
 - (1) 付与の対象者
取締役9名及び使用人156名の計165名。取締役9名のうち2名は平成13年3月29日開催予定の第4回定時株主総会において選任決議の対象となる取締役候補であり、今次付与は同総会において取締役に選任されることを条件とする。
 - (2) 新株引受権の目的たる株式の額面・無額面の別、種類
当社無額面普通株式
 - (3) 新株引受権の目的たる株式の数
合計1,105株を上限とする。
なお、権利付与日以降、当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。調整により1株未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$
 - (4) 新株発行価額
権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社無額面普通株式の午後3時現在における売買取引値(最終価格)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権の権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} & \\ & & \text{株式数} & + & \\ \text{調整後} & \text{調整前} & & & \text{新規発行前の株価} \\ \text{発行価額} & = & \text{発行価額} & \times & \\ & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

(5) 新株引受権行使期間

平成15年3月30日から平成23年3月28日まで。

(6) 新株引受権行使の条件

1) 対象者は、以下の区分に従って、新株引受権の一部または全部を行使することができる。なお、累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とする。

- a. 平成15年3月30日から平成16年3月29日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。
- b. 平成16年3月30日から平成17年3月29日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
- c. 平成17年3月30日から平成18年3月29日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
- d. 平成18年3月30日以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。

上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

2) 新株引受権の売却、担保権設定その他の処分は認めない。

3) 対象者が当社の取締役または従業員としての地位のいずれをも喪失した場合には、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として承認した場合を除き、新株引受権を喪失する。

4) この他、権利行使の条件は、平成13年3月29日開催予定の第4回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び当社と対象使用人との間で締結する契約に定めるものとする。

(7) 細目事項

本件新株引受権に関するその他の細目事項については、平成13年3月29日開催予定の第4回定時株主総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

3. 停止条件

上記の内容については、平成13年3月29日開催予定の第4回定時株主総会において、定款変更及び新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以 上